

関係各位

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の適用について

今般、以下の対象貨物について、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律が適用されることとなりますのでお知らせいたします。

1. 適用対象貨物

太平洋クロマグロ（重量30キログラム以上）で、解体前のもの（生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き（GG）、ドレス）

2. 施行日

令和8年4月1日（水）

本法律の適用に伴い、上記施行日以降に、上記対象貨物を輸出する場合は、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律に定める「適法漁獲等証明書」又はその写しが必要となりますので、ご注意ください。

詳細については、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/attach/pdf/fukyuu-7.pdf>

【問合せ先】

東京税関業務部 通関総括第4部門
電話：03-3599-6341